

村上市スケートパークネーミングライツパートナー募集要項（改訂版）

令和6年11月

令和6年12月26日（改訂）

新潟県村上市

1 募集の主旨

村上市（以下「市」という。）は、村上市スケートパーク（以下「本施設」という。）の事業、運営及び維持管理に要する費用の一助にすることを目的にネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

パートナーは、本施設に企業名や商品名等の愛称を表示することにより、企業の広告宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の運営に寄与することを通じ、地域社会に貢献することができます。

2 対象施設

- (1) 施設名 村上市スケートパーク
- (2) 所在地 新潟県村上市瀬波温泉三丁目2番22号
- (3) 施設概要 別紙1「村上市スケートパーク施設概要」のとおり

3 募集概要

- (1) 村上市が希望する条件

①ネーミングライツ料	年額1,300万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）を希望
②契約期間	5年を希望

- (2) 愛称の開始時期 令和7年6月を予定

- (3) 愛称の命名条件

ネーミングライツ事業において本施設に付する愛称は、施設の設置目的にふさわしいものとしてください。次のいずれかに該当するものは、愛称にふさわしくありませんので、付することができません。

- ① 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ④ 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑥ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの

⑦ その他施設に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(4) パートナーのメリット

本施設は、若者を中心に多くの利用者が訪れる施設であり、企業にとっても大きな宣伝効果が期待できます。パートナーのメリットは以下のとおりです。

① 愛称の掲出権	<p>施設内の愛称の掲出位置は、次のとおりです。(別紙2「村上市スケートパークネーミングライツ愛称等表示位置図」参照)</p> <p>①敷地入口(県道入口) 2箇所</p> <p>②本施設入口 1箇所</p> <p>③駐車場(県道側) セイルバナー(天候により設置できない日があります。また、数量は別途協議します。)</p>
② 広告看板の掲出権	<p>スケートパーク屋内</p> <p>a アリーナ2階バトン(東面・西面) 各1箇所</p> <p>b アリーナ内セクション等 掲出箇所は協議します。</p> <p>(別紙2「村上市スケートパークネーミングライツ愛称等表示位置図」参照)</p>
③ 本施設の無償使用权	<p>パートナーは、年1回以内、施設を無償で使用することができます。ただし、施設利用者から入場料を徴する使用はできません。</p>
④ その他	<p>※ 募集要項で示した位置以外への愛称の掲出、施設内での企業パンフレット等によるPRなど、パートナーが希望する事項がある場合は、別途、協議させていただきます。</p>

※ 本施設は新潟県立自然公園(瀬波笹川流れ栗島県立自然公園特別地域)の指定区域内にあるほか、新潟県屋外広告物条例が適用され、面積制限や色彩条件等に一定の要件があります。詳細は関係機関との協議が必要となる場合があります。

※ 現在、屋内アリーナ内には他企業の有料広告及び企業版ふるさと納税寄附企業の広告が掲示されています。また、屋外の懸垂幕には企業版ふるさと納税寄附企業の広告が掲示されているほか、芝生広場に設置の村上スノーリサーチ&トレーニングセンターには、スポンサー企業の広告が掲示されています。

(5) 愛称の使用

- ・市は、愛称を積極的に使用するものとし、協定締結後に市が作成する印刷物並びに協定による契約期間中の市ホームページの表示及び音声による呼称は、愛称を使用します。ただし、やむを得ない合理的な事情がある場合は、市は条例に記載されている名称を使用できるものとします。
- ・ネーミングライツ事業における契約の期間中は、原則として、その愛称を変更することができません。
- ・本施設で行われる行事内容によっては、行事主催者が当該行事期間中、愛称を使用しないこと

又は掲出した愛称名若しくは広告看板をマスキングすることがあります。

(6) 費用負担

区分	パートナー	市
敷地内外の看板表示の変更※1	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
アリーナ内セクション等の広告掲出物の再掲出※2	○	
契約締結後に市が作成する印刷物及びホームページの表示変更※3		○

※1 敷地内外の看板表示の変更は、パートナーが発注して施工してください。

道路看板の新設、変更がある場合は、道路管理者が発注して施工してもらう必要があるの
で、市が道路管理者と協議します。市が道路管理者であれば、市が発注します。この場合の
費用は、パートナーの負担となります。

※2 アリーナ内セクション等の広告掲出については、マスキング（セクション等貼付物は剥がす）
により再掲出ができない場合、再掲出に係る費用をご負担いただきます。

※3 パンフレット等の印刷物の表示変更は、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定
します。

4 応募資格

ネーミングライツ事業は、事業所の所在地が市内か市外かを問わず、募集の趣旨に賛同し、パ
ートナーとなることを希望する事業者等（法人その他の団体若しくは事業を営む個人又は複数
の団体等により構成された組織をいう。）が応募できます。ただし、次のいずれかに該当する事
業者等は、応募することができません。

- ① 市から指名停止措置を受けている者
- ② 市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力
団及び暴力団員が役員となっている者
- ④ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当
するもの又はこれらに類する者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中の者、会社更生法（平成14年
法律第154号）の規定による更生手続中の者又は破産法（平成16年法律第75号）の規定によ
り破産手続開始の申立てがなされた、若しくはその開始決定がなされている者
- ⑦ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する者
- ⑧ その他ネーミングライツを取得することが適当でないと市長が認める者

5 応募方法

- (1) 応募期間 令和6年11月26日（火）から令和7年1月24日（金）まで

(2) 提出書類

① 村上市スケートパークネーミングライツパートナー申請書（様式第2号）

② ネーミングライツパートナー応募に係る誓約書（様式第2号 別紙1）

③ 添付書類

ア 企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）

イ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 決算報告書（直近3年分）

エ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

オ 納税を証明する書類

・村上市税の未納がないことが分かる資料（証明書等）（村上市内に事業所等を有する場合には限る。）

・法人税、消費税及び地方消費税を納税したことが分かる資料（証明書等）（直近1年分）

(3) 提出部数

・正本 1部（代表者印押印のもの）

・副本 7部（正本の写し）

(4) 申請方法

提出書類を全てまとめ、郵送又は直接持参してください。

① 郵送による場合 書留郵便など配達履歴が残る方法で、令和7年1月24日（金）午後5時必着とさせていただきます。

② 持参する場合 令和7年1月24日（金）午後5時までに直接持参してください。

(5) 申請先

〒958-0037

新潟県村上市瀬波温泉三丁目2番22号（村上市スケートパーク）

村上市教育委員会 生涯学習課 スポーツ推進室

(6) 質問受付

申請に当たり質問等がある場合、「村上市スケートパークネーミングライツパートナー募集要項等に関する質問書（様式第3号）」により、電子メールで受け付けます。公平性を期すため、質問に対する回答は、市ホームページに掲載します。ただし、募集期間中又は募集締切り後であっても、応募の有無、他者の申請内容等の問合せに関しては、お答えすることができません。

・質問受付期限 令和7年1月17日（金）午前9時まで

・メール送信先 E-Mail：sports-s@city.murakami.lg.jp

電子メールの件名は「ネーミングライツに関する質問」としてください。また、メール送信後、生涯学習課 スポーツ推進室（0254-53-

8802)へ受信を確認してください。

(7) 留意事項

- ① ネーミングライツ事業において、申請書の提出があった事業者名、申請内容及び審査結果の情報は、公表しません。ただし、優先交渉者との協議が整った後は、ネーミングライツパートナーの事業者名に加え、契約金額及び契約期間を公表します。
- ② 優先交渉者の選定に際し、必要に応じて追加資料の提出を求め場合があります。
- ③ 事業者等から提出された書類は、審査会における審査及び優先交渉者の決定以外の目的で使用することはありません。
- ④ 提出された書類は、返却しません。また、情報公開請求があった場合は、村上市情報公開条例（平成20年村上市条例第20号）の規定に基づき、事業者等の事業活動に明らかに不利益を与えるものなどの非公開情報を除き、公開することがあります。
- ⑤ 申請書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出してください。
- ⑥ 応募に当たっては、この募集要項のほか、村上市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和6年12月改訂版）に記載の内容を十分確認してください。

6 選定方法

(1) 優先交渉者の選定

優先交渉者（パートナーとしての適格があり、市が協定に係る交渉を行う者をいう。）は、市の庁内に設置する審査会において、提出のあった申請書及び添付書類に基づき、別に定める審査基準に沿って、総合的に審査して選定します。

なお、審査会における審議に必要な場合は、応募内容に対するヒアリングを実施することがあります。

(2) 失格とする案件

次のいずれかに該当する応募者は、失格扱いとします。

- ① 審査の過程において、「4 応募資格」を満たさないことが明らかとなったとき。
- ② 提出書類に、虚偽又は不正があったとき。
- ③ その他不正な行為があったとき。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、応募者に文書で通知します。

7 協議及び協定の締結

(1) 市と優先交渉者は、速やかに、ネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項を協議し、協議が整い次第、遅滞なく協定を締結するものとします。

(2) 協定を締結したパートナーは、市が本施設のパートナーの募集を継続する場合にあっては、次回更新時において、優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出をお願いすることがあります。

8 契約の解除

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事由に該当する場合、市は契約を解除することができるものとします。この場合、原状回復等に要する費用は、契約を解除された事業者等の負担とします。

- (1) 応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 信用失墜行為等により、施設のイメージを損なうおそれが生じたとき。
- (3) 倒産又は解散したとき。

9 その他

- (1) 市は、愛称の決定後、速やかに市民、利用者団体、関係機関等へ広報し、ホームページ、報道発表などの多様な媒体を通じて周知、PRを図ります。
- (2) ネーミングライツ事業の実施に当たり、疑義が生じたとき、又は本募集要項若しくは村上市ネーミングライツ導入ガイドラインに特別の定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、双方協議の上定めるものとします。

10 問合せ先

〒958-0037 新潟県村上市瀬波温泉三丁目2番22号（村上市スケートパーク）

村上市教育委員会 生涯学習課 スポーツ推進室

T E L : 0254-53-8802（直通）

F A X : 0254-53-8803

E-mail : sports-s@city.murakami.lg.jp（質問の受付先）